

鳥取市交通安全指導員会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市交通安全指導員会補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、交通安全指導員の交通指導に関する知識、技術の向上を図り、もって住民の交通安全に寄与することを目的として交付する。

(補助対象団体)

第3条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象団体」という。）は、鳥取市交通安全指導員会とする。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象団体が実施する別表第1欄に掲げる事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第2欄に掲げるもの（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）とする。

(補助金の算定等)

第6条 本補助金の額は、各補助対象事業に係る補助対象経費に別表第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額とし、予算の範囲内で交付する。ただし、当該補助事業の実施にあたり、寄附金等の収入金がある場合には、補助事業の実施に必要と認められる経費から当該収入金を除いた額を補助対象経費とする。

(交付対象期間)

第7条 本補助金の交付の対象となる期間は、交付決定の日の属する年度の4月1日から3月31日までとする。

(交付申請)

第8条 本補助金の交付申請は、その交付を受けようとする年度の4月30日までに
行うものとする。なお、交付申請時には、当該者の消費税の取扱いについて申告し
なければならない。

2 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者若
しくは特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第3に
掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）であるとき、又は
仕入控除税額が明らかでないときは、第5条の規定にかかわらず、仕入控除税額を
含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」と
いう。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定)

第9条 市長は、前条第2項の規定による申請を受けたときは、第5条の規定にかか
わらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合
においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助
金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）か
ら当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第10条 規則第9条第1項の市長が別に定める軽微な変更は、次に掲げるもの以外
の変更とする。

(1) 本補助金の増額

(2) 本補助金の2割を超える減額

(補助金の実績報告)

第11条 規則第12条に定める実績報告は、交付決定の日の属する年度の翌年度の
4月20日までに行わなければならない。なお、実績報告時には、当該者の消費税
の取扱いについて申告しなければならない。

2 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当た

り、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

- 3 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、別記様式により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、市民生活部長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（市民公益活動団体補助金交付要綱の一部改正）

- 2 市民公益活動団体補助金交付要綱（平成13年4月1日制定）の一部を次のように改正する。

別表中「鳥取市交通安全指導員会」を削る。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の鳥取市交通安全指導員会補助金交付要綱の規定

に基づき交付決定を受けたものについては、なお従前の例による。

別表（第4条、第5条、第6条関係）

1 補助対象事業	2 補助対象経費	3 補助率
(1) 研修の実施 (2) 市が主催するイベントへの協力 (3) 市長が特に必要と認めたもの	(1) 本部に要する経費（20,000円を限度とする。） (2) 各地区指導員会交付金 （本部を除き、鳥取、国府、福部、河原、用瀬、佐治、気高、鹿野及び青谷の各地区指導員会に限る。） ア 均等割 1団体につき 96,000円 イ 定数割 各地区指導員会の指導員の定数に1人当たり6,500円を乗じて得た額	10/10

別記様式（第 11 条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

住所
氏名

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け鳥取市指令第 受 第 号で交付決定のあった鳥取市交通安全指導員会補助金について、鳥取市交通安全指導員会補助金交付要綱第 11 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 鳥取市補助金等交付規則第 12 条の 2 に基づく確定額 金 円
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)

2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円

3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 金 円

4 補助金返還額（2 から 3 の額を差し引いた額） 金 円

5 添付資料

（1）この補助金の交付を受けた時期を課税期間に含む消費税及び地方消費税の確定申告書（第 1 表）の写し

（2）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類

（3）課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書の写し

（4）特定収入割合がわかる書類